

人口問題研究所

研究資料第87号

昭和28年3月31日

第2次(昭和27年)出産力調査の速報

厚生省人口問題研究所

1. はしがき

本研究所は、昭和24年2月1日に、全国的女夫婦の出産力を測定する目的で、層別抽出法によつて、第2次出産力調査（第1次出産力調査は昭和15年に行つた）を実施した。

この調査は、總理府統計局が、毎月、くり返し行つてゐる労働力調査を利用した関係上、抽出された調査地域は、労働力調査の場合と全く同一である。抽出された世帯も、労働力調査の場合と全く同一であるが、調査対象は、労働力調査においては、抽出された世帯内に居住する14才以上の方であるが、出産力調査においては、抽出された世帯内にある夫婦であつて、このようにして抽出された夫婦の総数は13,031である。この抽出率は、全国の夫婦総数の約 $\frac{1}{100}$ になる。

2. 出産力調査結果の推計値

第1表 夫の職業別、夫婦数、出生児数、死流産胎数、現存児数

a) 全夫婦

単位：千

職業	夫婦数	出生児数	死流産胎数	現存児数
俸給生活者	3,204	8,511	594	7,559
労働者	2,840	8,065	480	6,986
商工業者	2,593	8,295	451	7,092
農林漁業者	6,024	23,394	1,788	19,171
その他	1,208	4,157	192	3,220
合計	15,868	52,386	2,505	44,027

(2)

b) 妻の年令45才以上の夫婦

単位 千

職業	夫婦数	出生児数	死流産胎数	現存児数
俸給生活者	7,333	2,619	101	2,095
労働者	6,133	2,320	107	1,784
商工業者	10,442	4,250	163	3,282
農林漁業者	26,088	13,199	328	10,052
その他の	119	459	21	363
合計	51,167	22,847	718	17,576

第2表 夫の教育程度別、夫婦数
出生児数a) 全夫婦
単位 千

夫の教育程度	夫婦数	出生児数
10年未満	11,987	42,386
10—12年	2832	9,315
13年以上	940	3,073
教育年限不詳	108	312
合計	15,868	52,388

第3表 妻の教育程度別、夫婦数
出生児数a) 全夫婦
単位 千

妻の教育程度	夫婦数	出生児数
10年未満	12,740	44,765
10—12年	2847	6,875
13年以上	152	341
教育年限不詳	129	404
合計	15,868	52,388

b) 妻の年令45才以上の夫婦
単位千

10年未満	4,351	20,116
10—12年	528	1,911
13年以上	191	684
教育年限不詳	45	157
合計	5,116	22,847

b) 妻の年令45才以上の夫婦
単位千

10年未満	4,596	20,983
10—12年	431	1,543
13年以上	29	91
教育年限不詳	60	230
合計	5,116	22,847

第4表 夫の職業別に見た夫の教育程度別、夫婦数、出生児数
(妻の年令45才以上の夫婦)

単位 千

夫の職業	妻の教育程度		10年未満		10-12年		13年以上		教育年限不詳		合計
	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	
俸給生活者	331	1332	276	817	118	396	17	15	733	2619	
労働者	567	2152	32	123	5	19	9	26	613	2320	
商工業者	916	3741	101	412	22	86	4	11	1042	4250	
農林漁業者	2485	12156	90	404	9	33	24	106	2608	13199	
その他	51	235	29	95	38	129	1	—	119	459	
合計	4351	20116	528	1911	191	664	45	157	5116	22847	

第5表 夫の職業別に見た妻の教育程度別、夫婦数、出生児数
(妻の年令45才以上の夫婦)

単位 千

夫の職業	妻の教育程度		10年未満		10-12年		13年以上		教育年限不詳		合計
	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	
俸給生活者	486	1818	223	772	18	46	6	13	733	2619	
労働者	586	2242	19	52	—	—	7	26	613	2320	
商工業者	947	3874	85	348	4	19	6	11	1042	4250	
農林漁業者	2507	12168	61	251	1	—	39	180	2608	13199	
その他	69	281	43	152	6	26	1	—	119	459	
合計	4596	20983	431	1543	29	91	60	230	5116	22847	

(4)

第6表

現夫婦における現
夫婦の別年齢
に当る夫婦
の出生児数
(全夫婦)
A) 農業 単位 千

生産額の順位	現金支出額別	夫婦数	出生児数
A	500円未満	174	4155
B	501—1,000円	598	3069
C	1,001—1,500円	710	3818
D	1,501—2,000円	616	3232
E	2,001円以上	1610	2625
	合計	2608	13,199

b) 非農業 単位 千

A	1,000円未満	43	192
B	1,001—2,000円	539	2438
C	2,001—3,000円	885	3686
D	3,001—4,000円	591	2042
E	4,001円以上	449	1290
	合計	2507	9648

第8表 結婚持続期間別に見た出生児数別夫婦数の分布
(全夫婦)

単位 千

結婚持続期間	0—4年	5—9年	10—14年	15—19年	20年以上	合計
0 子	923	258	214	168	576	2138
1 子	1,293	423	141	160	420	2437
2 子	408	1252	332	147	500	2640
3 子	29	767	569	226	659	2250
4 子	—	141	508	382	134	1786
5 子	—	23	240	415	799	1497
6 子	—	4	58	252	759	1073
7 子	—	—	6	104	725	834
8 子	—	—	1	34	528	564
9 子	—	—	1	7	374	382
10子以上	—	—	—	—	306	306
合計	2653	2868	2071	1896	6380	15,868

第7表 結婚持続期間別夫婦
および出生児数
(全夫婦)

単位 千

結婚持続期間	夫婦数	出生児数
0—4	2653	2138
5—9	2868	2437
10—14	2071	2640
15—19	1896	1786
20年以上	6380	1497
合計	15,868	15,868

第9表 妻の結婚年令別夫婦数および出生児数
(全夫婦) 單位 千

妻の結婚年令	夫婦数	出生児数
20才未満	4709	21,321
20—24才	7,993	25,045
25—29才	22,422	51,497
30才以上	919	871
合 計	15,868	52,386

第10表 妻の結婚年令別夫婦数および出生児数
(妻の年令45才以上の夫婦) 單位 千

妻の結婚年令	夫婦数	出生児数
20才未満	1,880	10,722
20—24才	2,085	9,596
25—29才	649	2,047
30才以上	502	482
合 計	5,116	22,847

第11表 夫の職業別に見た妻の結婚年令別夫婦数および出生児数

(妻の年令45才以上の夫婦) 單位 千

夫の職業	妻の結婚年令 夫婦数と出生児数	20才未満	20—24才	25—29才	30才以上	合 計
		夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数
俸給生活者	夫婦数 出生児数	201 996	335 1302	123 364	74 57	1,733 2,619
労働者	夫婦数 出生児数	160 860	252 1,089	101 275	100 96	613 2,320
商業者	夫婦数 出生児数	345 1,789	455 1,986	134 370	108 85	1,042 4,250
農林漁業者	夫婦数 出生児数	1,140 6,990	995 5,017	270 967	203 225	2,608 13,199
その他の	夫婦数 出生児数	35 188	47 202	21 51	16 18	119 459
合 計	夫婦数 出生児数	10,722 9,596	2,085 2,047	649 91	502 60	5,116 2,30
						22,847

第12表 妻の教育程度別に見た妻の結婚年令別夫婦数および出生児数

(妻の年令45才以上の夫婦) 單位 千

妻の教育程度 結婚年令	10才未満	10—12才	13才以上	教育年限不詳	合 計	
	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数
20才未満	1,7111	9,988	128	566	6	24
20—40才	1,868	8,947	191	738	11	50
25—29才	557	1,790	118	224	9	16
30才以上	454	458	34	17	4	0
合 計	4,596	20,983	1,431	15,413	29	91
					60	2,30
					5,116	22,847

(6)

第13表 夫の職業別と妻の教育程度別に見た妻の結婚年令別夫婦数および出生児数(妻の年令45才以上の夫婦)

a) 農業

妻の教育 程度 組合年令	単位 千								
	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数
20才未満	1097	4766	24	124	—	—	18	100	1,140
20-24才	956	4843	24	111	—	—	15	63	995
25-29才	261	931	5	31	—	—	5	17	270
30才以上	194	223	1	2	1	0	1	0	203
合 計	2507	12,168	61	251	1	0	39	180	2,608
									13,199

b) 非農業

妻の結婚年令	単位 千								
	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数
20才未満	620	3,222	104	442	6	26	11	43	740
20-24才	912	3,904	167	625	11	50	—	—	1,090
25-29才	296	854	13	211	9	16	1	0	399
30才以上	261	235	27	15	2	0	9	7	298
合 計	2088	8,215	370	1,292	28	91	21	50	2,507
									9,148

第14表 有子の夫婦数と無子の夫婦数(妻の年令45才以上の夫婦)

単位 千

夫の職業	夫婦の総数	有子の夫婦数	無子の夫婦数
俸給生活者	733	611	122
労働者	313	507	106
商工業者	1042	876	167
農林漁業者	2,608	2,306	302
その他の	119	95	24
合 計	5,116	4,895	721

第15表 農業および非農業における妻の結婚年令別夫婦数(妻の年令45才以上の夫婦)

単位 千

夫婦数		
	農業	非農業
20才未満	1,140	740
20-24才	995	1,090
25-29才	270	399
30-34才	91	140
35-39才	45	61
40才以上	67	97
合 計	2,608	2,507

第16表 裁の結婚年令別に見た有子の大婦数と無子の大婦数（妻の年令45才以上の夫婦）

妻の結婚年令	夫婦総数	有子の大婦数	無子の大婦数
20才未満	1,880	1,186	94
20-24才	2,085	1,883	202
25-29才	649	585	114
30-34才	231	139	93
35-39才	106	40	66
40才以上	164	12	152
合計	5,116	4,395	721

(ウ) おけの
お子の教
に有子婦
農業別に
おび嫁び
非年無上
より結よ才
農業妻婦
農業の夫
の夫婦単位
(妻の年
令)

妻の結婚年令	夫婦総数	有子の大婦数	無子の大婦数
20才未満	740	690	50
20-24才	1,090	973	117
25-29才	379	314	65
30-34才	140	84	56
35-39才	61	19	41
40才以上	97	7	90
合計	2,507	2,088	419

(イ) 農業 単位千

20才未満	1,140	1,076	144
20-24才	995	910	85
25-29才	270	220	50
30-34才	91	55	37
35-39才	45	21	24
40才以上	67	5	62
合計	2,808	2,306	302

第18表 裁の結婚年令別に見た出生児数別夫婦の分析

(妻の年令45才以上の夫婦)

妻の 結婚年令	出 生 児 数	0子	1子	2子	3子	4子	5子	6子	7子	8子	9子	10子	11子 以上	合 計
20才未満	94	91	114	186	174	208	197	244	224	169	100	78	1,880	
20-24才	202	144	175	229	247	268	264	214	167	105	46	22	2,085	
25-29才	114	78	90	85	82	85	54	38	16	5	2	-	649	
30-34才	93	39	26	26	32	11	1	5	-	-	-	-	231	
35-39才	66	23	6	10	-	-	-	1	-	-	-	-	106	
40才以上	152	9	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	164	
合計	5,116	384	414	536	535	574	516	502	407	280	149	100	5,116	

(8)

第19表 夫の職業別に見た出生児数別夫婦の分布

(妻の年令45才以上の夫婦)

出生児数	俸給生活者	労働者	商工業者	農林漁業者	その他	単位 千	
						合計	合計
0子	122	106	167	302	24	121	121
1子	74	67	97	140	5	384	384
2子	83	81	95	166	10	414	414
3子	99	77	117	222	22	536	536
4子	91	65	100	269	10	535	535
5子	88	50	119	300	17	534	534
6子	69	52	112	278	5	51	51
7子	45	57	82	306	12	302	302
8子	33	40	69	258	6	401	401
9子	16	24	45	189	—	280	280
10子	7	11	24	106	—	149	149
11子以上	6	2	15	74	2	100	100
合計	735	613	1,012	2,518	119	5,116	5,116

第20表 農業と非農業における妻の結婚年令別に見た出生児数別夫婦の分布 (妻の年令45才以上の夫婦) a) 農業 単位 千

出生児数 妻の 結婚年令	0子	1子	2子	3子	4子	5子	6子	7子	8子	9子	10子	11子以上	合計
	20才未満	20-24才	25-29才	30-34才	35-39才	40才以上							
20才未満	50	49	61	97	66	90	78	177	73	60	23	117	1440
20-24才	117	95	105	142	134	129	133	106	71	30	19	9	1090
25-29才	65	55	62	55	46	51	27	12	5	1	—	—	377
30-34才	56	29	15	15	19	11	1	1	—	—	—	—	140
35-39才	41	10	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	61
40才以上	90	6	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	97
合計	419	2444	248	314	265	274	239	196	149	91	43	26	2507

1) 農業													単位 千
20才未満	144	143	54	87	108	118	119	167	151	110	76	61	1140
20—24才	85	49	171	86	113	139	132	108	96	75	27	13	995
25—29才	50	23	28	30	35	341	27	26	11	4	2	—	210
30—34才	317	10	11	11	12	7	—	4	—	—	—	—	91
35—39才	24	13	1	5	—	—	—	1	—	—	—	—	45
40才以上	62	2	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	67
合 計	302	140	166	222	249	300	218	306	258	189	106	94	2608

3. 推計値の精度

上に示した各表の推計値は、調査結果の原数に、昭和27年7月1日の人口8,550万を用いて算定した衆数1,217.74を乗じて算定されたものであるが、約13,000夫婦の標本値に若干の標準誤差を伴うことはさけがたい。しかもその誤差は、厳密にいふと推計値の種類ごとに異なるべきであるが、つきの表は、これら諸種の統計値に対応する標準偏差に基づいて算定された平均的な標準誤差を例示したもので、推計値の大きさをXとするとき、次式

$$\frac{2\sqrt{1.217.74}}{\sqrt{X}}$$

によつて計算したものである。そして、この式は、推計値の種類の如何を問わず、推計値の大きさによつて、適用して差支えない。

この誤差については、一般に、推計値の小さいほど、推計値の変異係数は大きい。いま、推計値を中心にして、その前後に標準誤差の幅だけの区間をとれば、その区内に、全部調査からえられるはホの正確な値のあることが、約 $\frac{3}{4}$ の確率をもつて期待しうるわけである。

(10)

推計値の大ささ別の標準誤差

推計値の大ささ (a)	推計値の標準誤差 (b)	推計値の変異係数 (c) = (b) ÷ (a)
60,000,000	540,000	0.9
50,000,000	500,000	1.0
40,000,000	440,000	1.1
30,000,000	390,000	1.3
20,000,000	320,000	1.6
10,000,000	220,000	2.2
9,000,000	207,000	2.3
8,000,000	200,000	2.5
7,000,000	182,000	2.6
6,000,000	168,000	2.8
5,000,000	155,000	3.1
4,000,000	140,000	3.5
3,000,000	120,000	4.0
2,000,000	98,000	4.9
1,000,000	70,000	7.0
900,000	66,600	7.4
800,000	62,400	7.8
700,000	58,100	8.3
600,000	54,000	9.0
500,000	49,500	9.9
400,000	44,000	11.0
300,000	38,100	12.7
200,000	31,200	15.6
100,000	22,100	22.1
90,000	20,970	23.3
80,000	19,760	24.7
70,000	18,480	26.4
60,000	17,100	28.5
50,000	15,600	31.2
40,000	13,960	34.9
30,000	12,090	40.3
20,000	9,880	49.4
10,000	6,980	69.8

4. 第2次出産力調査結果の概説

第2次出産力調査の調査結果に基く推計値は、上記の諸統計表に示して置いたのである。以下、この調査結果の概説を試みるが、比例法を算出するにあたって、その算出の基礎教科を推計値に求めないで、累積を採用することとした。推計値のほかに、累積を示しておくと何かの役に立つと考えだからである。

I. 一夫婦当たり出生児数

今後の出産力調査の結果によると、全夫婦の場合、夫婦数は13,031であつて、出生児数は43,019、現存児数は36,155であるから、一夫婦当たり出生児数は3.30であり、一夫婦当たり現在児数は2.79である。また妻の年令45才以上の夫婦の場合、夫婦数は4,201であつて、出生児数は18,762であるから、一夫婦当たり出生児数は4.47であり、一夫婦当たり現存児数は3.44である。

II. 夫の職業別に見た一夫婦当たり出生児数

出産力は、職業、教育程度、生活程度のような社会的要因によって、また結婚年令、結婚持続期間のような自然的要因によって影響を受けるにちがいない。ここで、職業別による差別出産力を観察しようとおもうが、職業の分類は、国勢調査における職業分類の拘束されることなく、出産力の差異を測定するのに適切であると考えられるところの農林生活者、労働者、商工業者、農林漁業者の4種の職業とした。そしてこの4種の職業のいづれにも属しないものを「その他」の職業とした。「その他」の職業には、種多な職業が含まれといふから、ここでは、大した意味をもたない。

いま、夫の職業別による夫婦数、出生児数、死後産胎数、現存児数を示すと、つきの第1表のようである。

(12)

第1表 夫の職業別夫婦数、出生児数、死後産胎数、現存児数。

a) 全夫婦

職業	夫婦数				一天婦当たり		
	夫婦数	出生児数	死後産胎数	現存児数	出生児数	死後産胎数	現存児数
俸給生活者	2,631	6,989	4,88	6,207	2.66	2.85	2.36
労働者	2,332	6,623	394	5,737	2.84	3.01	2.46
商工業者	2,129	6,782	370	5,824	3.19	3.36	2.94
農林漁業者	4,947	19,211	642	15,743	3.88	4.01	3.18
その他	992	3,414	158	2,644	3.44	3.60	2.67
合計	13,031	43,019	2,057	36,155	3.30	3.46	2.57

b) 妻の年令45才以上の夫婦

職業	夫婦数	出生児数	死後産胎数	現存児数	出生児数	死後産胎数	現存児数
俸給生活者	602	2,151	83	1,720	3.57	3.71	2.86
労働者	503	1,905	88	1,465	3.79	3.96	2.91
商工業者	856	3,490	134	2,695	4.08	4.23	3.15
農林漁業者	2,142	10,839	268	8,255	5.06	5.19	3.85
その他	98	327	17	298	3.85	4.02	3.04
合計	4,201	18,762	590	14,833	4.47	4.61	3.44

まず第1に、全夫婦について、夫の職業別に一天婦当たり出生児数を見ると、農林漁業者の3.88が最も多く、次いで、工場について、商工業者の3.19、労働者の2.84という順位であつて、俸給生活者の2.66が最も少い。

妻の年令45才以上の夫婦の場合にも、全く同一の傾向が見られるのであつて、一天婦当たり出生児数は、農林漁業者の5.06が最も多く、商工業者の4.08、労働者の3.79がこれにつき、俸給生活者の3.57が最も少い。

農業者の出産力は最も高い。この出産力でも、繁殖力を失して一

致するものでないが、他の農業者の出産力にくらべると、繁殖力と最も近い位置にあるものと見ることができよう。他の農業者の出産力が、農業者の出産力にくらべて、一そら低くなつてゐるのは、農業者の場合以上に、繁殖力を阻止する諸要因が強く作用してゐるからである。そうだとすれば、農業者の出産力にたいして、他の農業者の出産力は、それとの程度おどつてゐるかを計算すれば、農業者の場合にくらべて、他の農業者の繁殖力を阻止している諸要因の強さがわかることになる。

いま、妻の年令45歳以上の夫婦について、農業者の一夫婦当たり出生児数5.06を100%の出産力と仮定して、他の農業者の出産力を計算すると、つきの第2表のようである。

第2表 農林漁業者の一夫婦当たり出生児数を

100とした場合、他の農業の一夫婦当たり出生児数の割合。

(妻の年令45歳以上の夫婦)

夫の職業	一夫婦当たり出生児数	農林漁業者の出産力を100とした場合
農林漁業者	5.06	100.00
俸給生活者	3.57	70.55
労働者	3.79	74.90
商工業者	4.08	80.63

第2表によつて、明らかであるように、農業者の一夫婦当たり出生児数5.06を100%の出産力と仮定すれば、俸給生活者の出産力は70.55%、労働者の出産力は74.90%、商工業者の出産力は80.63%といふ風に低いのである。

III 教育程度別に見て一夫婦当たり出生児数

教育程度が出産力に及ぼす影響は、夫の教育程度の場合と妻の教育程度の場合とに分けて観察することができるであつて、ます。

(14)

夫の教育程度別に見ると一夫婦当たり出生児数をみると、つまづのか3表のようである。

第3表 夫の教育程度別夫婦数、出生児数

a) 全夫婦

夫の教育程度	夫婦数	出生児数	一夫婦当たり出生児数
10年未満	9,544	34,791	3.53
10-12年	2,326	6,007	2.58
13年以上	772	1,965	2.55
教育年限不詳	89	256	2.88
合 計	13,031	43,019	3.30

b) (妻の年令45才以上の夫婦)

10年未満	3,573	16,519	4.62
10-12年	434	1,569	3.62
13年以上	157	505	3.27
教育年限不詳	37	129	3.49
合 計	4,201	18,762	4.47

第3表によると、夫の教育程度が低いほど一夫婦当たり出生児数が多くなっていることは、全夫婦の場合にも、妻の年令45才以上の場合にも共通の現象である。いま妻の年令45才以上の夫婦における夫の教育程度と、一夫婦当たり出生児数との関係を、人かしく述べると、夫の教育年限10年未満の場合には、一夫婦当たり出生児数は4.62である、最も多く夫の教育年限が長くなるにつれて、一夫婦当たり出生児数は少く、夫の教育年限13年以上の場合には、一夫婦当たり出生児数は3.47である。夫の教育年限10年未満の場合における一夫婦当たり出生児数4.62を100%の出産力と仮定すれば、夫の教育年限10-12年の場合における出産力は78.35%、夫の教育年限13年以上の場合における出産力は75.11%12%底減し

あります。

つまに、妻の教育程度別に夫婦当り出生児数を示すと、つきの第4表のようである。

第4表 妻の教育程度別夫婦数、出生児数

a) 全 夫 婦

妻の教育程度	夫婦数	出生児数	一夫婦当り出生児数
10年未満	10,462	36,761	3.51
10—12年	2,338	5,646	2.41
13年以上	125	280	2.24
教育年限不詳	196	332	3.13
合 計	13,031	43,019	3.30

b) 妻の年令45才以上の夫婦

10年未満	3,274	12,231	4.57
10—12年	354	1,267	3.58
13年以上	24	75	3.13
教育年限不詳	49	189	3.86
合 計	4,201	18,762	4.47

妻の教育程度が一夫婦当り出生児数に及ぼす影響は、全夫婦の場合も、妻の年令45才以上の夫婦の場合も、夫の教育程度が一夫婦当り出生児数におよぼす影響と全く同一の傾向を示しているのであつて、いま、妻の年令45才以上の夫婦における妻の教育程度と一夫婦当り出生児数の関係を見ると、妻の教育年限10年未満の場合には一夫婦当り出生児数は4.57で、最も多く、妻の教育年限が長くなるにつれ、一夫婦当り出生児数は少く、妻の教育年限13年以上の場合には、一夫婦当り出生児数は3.13である。妻の教育年限10年未満の場合における一夫婦当り出生児数4.57を100%の出産力と仮定すれば、妻の教育年限10—12年の場合に

(16)

おける出産力はうち34%、妻の教育年齢13歳以上の場合における出産力は68.49%に極端に高い。

IV. 夫の職業別に見て夫の教育程度別一夫婦当たり出生児数(妻の年令45才以上の夫婦)

夫及び妻の教育程度が出産力におよぼす影響は、夫の職業によつて、どのように異つてゐるかを観察しよう。

夫の職業別に見て夫の教育程度別一夫婦当たり出生児数を求むと、つきの第5表のようである。

第5表 夫の職業別に見て夫の教育程度別一夫婦当たり出生児数
(妻の年令45才以上の夫婦)

夫の職業 程度	10年未満			10-12年			13年以上			教育年齢不詳			合計		
	夫 婦 数	夫 出生 児 数	夫 婦 当 り 出 生 児 数												
雇給生活者	272	1094	4.02	227	720	3.17	97	325	3.35	6	12	200	602	2151	3.57
労働者	466	1767	3.79	26	101	3.85	4	16	400	7	21	3.00	503	1905	3.79
商工業者	752	3032	4.02	83	335	4.07	18	71	2.94	3	9	3.00	856	3493	4.08
農林漁業者	2041	10393	5.09	74	332	4.49	7	27	3.86	20	87	4.25	2142	10839	5.06
その他	42	183	4.60	21	78	3.25	31	106	3.42	1	0	0.00	98	377	3.85
合計	3573	16519	4.62	434	1569	3.61	157	545	3.47	37	129	3.49	4201	18762	4.47

第6表 夫の職業別に見て妻の教育程度別一夫婦当たり出生児数
(妻の年令45才以上の夫婦)

妻の教育 程度	10年未満			10-12年			13年以上			教育年齢不詳			合計		
	夫 婦 数	夫 出生 児 数	夫 婦 当 り 出 生 児 数												
雇給生活者	389	1483	3.94	183	609	3.33	15	38	2.53	5	11	2.20	602	2151	3.57
労働者	481	1841	3.83	16	43	2.69	-	-	-	6	21	3.50	503	1905	3.79
商工業者	778	3181	4.07	70	284	4.06	3	16	5.33	5	9	1.80	856	3493	4.08
農林漁業者	2059	10485	5.09	50	206	4.12	1	0	0.00	32	148	4.63	2142	10839	5.06
その他	57	331	4.05	35	125	3.57	5	21	4.20	1	0	0.00	98	377	3.85
合計	3774	17231	4.57	3511	1267	3.58	24	75	3.13	49	189	3.86	4201	18762	4.47

第5表を見ると、商工業者および農業者の場合には、夫の教育程度が高くなるにつれて、一夫婦当たり出生児数は次第に少くなつてゐる。すなわち商工業者においては、夫の教育年限10年未満の場合には、一夫婦当たり出生児数は4.09であつて、最も多く、教育年限10—12年の場合には、一夫婦当たり出生児数は4.07に、そして教育年限13年以上の場合には、一夫婦当たり出生児数は2.94に減少してゐる。また農林漁業者においては、夫の教育年限10年未満の場合には、一夫婦当たり出生児数は5.09であつて、最も多く、教育年限10—12年の場合には4.49に、そして教育年限13年以上の場合には、3.86に減少してゐる。しかるに、俸給生活者および労働者においては、夫の教育年限が少いほど一夫婦当たり出生児数は多いといえない結果を示してゐる。すなわち俸給生活者においては、夫の教育年限13年以上の場合には、一夫婦当たり出生児数は3.35であつて、夫の教育年限10—12年の場合の一夫婦当たり出生児数3.17よりも、やゝ多くなつてゐる。また労働者においては、夫の教育年限の多い場合ほど、一夫婦当たり出生児数は多くなつてゐる。このような結果は、観察数が比較的に少いことに原因しているのか、それとも、俸給生活者および労働者における独自の性格に原因するものであるかは、ここで、簡単に推断することはできない。

つぎに、夫の職業別に見て妻の教育程度別一夫婦当たり出生児数を示すと、上記の第5表のようである。

妻の教育程度別夫婦数を夫の職業別に分けると、妻の教育程度の高い夫婦数は、いずれも、きわめて少數であつて、妻の教育年限13年以上の夫婦における一夫婦当たり出生児数については、十分に考察しえないことを遺憾とする。

妻の教育年限10年未満の夫婦における一夫婦当たり出生児数は、妻の教育年限10—12年の夫婦における一夫婦当たり出生児数にくらべると、夫の職業の如何を問わず、常に多くなつてゐる。

(18)

V. 現金支出用額別に見た夫婦数よりの比率(妻の年齢45才以上の大婦)

出発点調査において抽出された大婦について、現金支出用額を測定し、これを世帯員数で割って、一人当たり現金支出用額を計算した。これは、生活程度を測定するための基準として、十分に役立つものと信じたからである。農業の現金支出額は、他の職業における現金支出額にくらべて、はるかに少いことは、農林省の「農家経済調査」の結果によつても明らかである。すなわち、1950年におけるその調査結果によれば、農支出額中、現金支出額割合は、52.3%、これに対しても消費した实物を現金に換算した支出割合は47.7%にも達している。しかるに、その他の職業における消費は、ほとんどすべて現金で賄われている。それゆえに、生活程度を測定する基準としてこの現金支出用額は、農業者と他の職業者とは、これを区別して取扱うことが是非とも必要である。

妻の年齢45才以上の夫婦について、農業および非農業(農業以外の諸職業を一括して)における夫婦数を現金支出用額別に示すと、次の第7表のようである。

第7表、 農業および非農業における夫婦数の現金支出
用額別分布

現金支出用額	農業			非農業		
	(I) 夫婦数	(II) 割合%	(III) 累積割合%	(I) 夫婦数	(II) 割合%	(III) 累積割合%
500円以下	61	2.9	2.9	6	0.3	0.3
501 - 1,000円	491	22.9	25.8	29	1.4	1.7
1,001 - 1,500	583	27.3	53.1	150	7.3	9.0
1,501 - 2,000	506	23.6	76.7	293	14.2	23.2
2,001 - 2,500	241	11.3	88.0	367	17.8	41.0
2,501 - 3,000	132	6.1	94.1	360	17.5	58.5
3,001 - 3,500	61	2.9	97.0	237	11.5	70.0
3,501 - 4,000	37	1.7	98.7	248	12.0	82.0

4,001 - 4,500	9	0.4	99.1	98	4.8	86.8	
4,501 - 5,000	8	0.4	99.5	143	7.0	93.8	
5,001 - 5,500	7	0.0	99.5	17	0.8	94.6	
5,501 - 6,000	1	0.0	99.5	38	1.9	96.5	
6,001 - 6,500	6	0.3	99.8	8	0.4	96.9	
6,501 - 7,000	2	0.1	99.5	27	1.3	98.2	
7,001 - 7,500	2	0.1	100.0	10	0.5	98.7	
7,501 - 8,000	-	-	100.0	8	0.4	99.1	
8,001 - 9,000	-	-	100.0	5	0.2	99.3	
9,001 - 10,000	1	0.0	100.0	6	0.3	99.6	
10,000 円以上	-	-	100.0	9	0.4	100.0	
合 計	2142	100.0	100.0	2059	100.0	100.0	

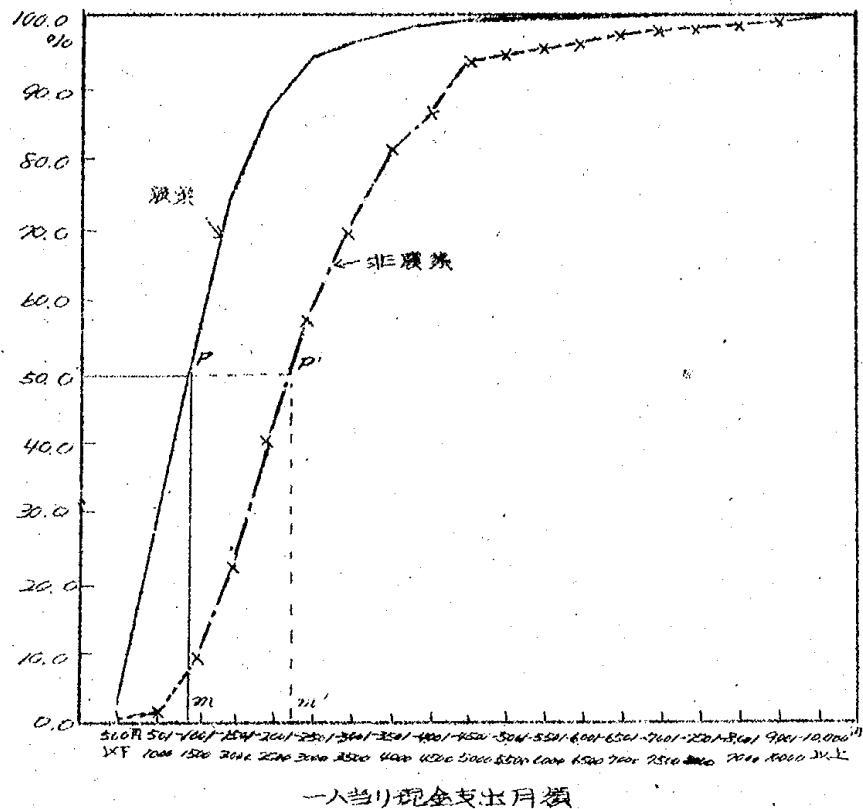
第2表によつて、農業および非農業における現金支出月額別大帰数の分布を見ると、農業においては、非農業にくらべて、現金支出月額の少いところに、多くの大帰数が密集していることがわかる。

たとえば、現金支出月額 501 - 1,000 円のところに、農業における大帰数の 22.9 % がいるが、非農業の場合には、1.4 % にすぎない。また現金支出月額 1,001 - 1,500 円のところに、農業における大帰数の 27.3 % が集つてゐるが、非農業の場合には、2.3 % に過ぎない。このように、農業における大帰の現金支出月額が一般に低いのはすでに述べたように、農家においては、現金支出のほかに、实物による消費が大きいからである。

この範圍に区分された現金支出月額を、5つの階級にまとめる場合には、農業と非農業とそれぞれ中位数を中心にして、区分する方が当をえられるようと思われる。それで、農業と非農業について、現金支出月額による大帰数の累積頻度を求め、Galton の方法によつて、中位数を決定して見た。これを図示すると、つきの第1図のようである。

(20)

第1図 現金支出月額による夫婦数の累積度数



第1図によると、農業の場合、中位数は1.001 - 1.500円のところにあり、第1四分位数は501 - 1,000円のところに、第3四分位数は1.501 - 2,000円のところにあることがわかる。したがって、農業における現金支出月額の階級別は、500円未満、501 - 1,000円、1.001 - 1.500円、1.501 - 2,000円および2,001円以上の5つに分けることとする。また非農業の場合、中位数は2.001 - 2,500円と2,501 - 3,000円の中間のところにあり、第1四分位数は1.501 - 2,000円のところ、第3四分位数は3,001 - 3,500円と3,501 - 4,000円の中間にあることがわかる。したがって、非農業における現金支出月額の階級別は1,000円未満、1,001 - 2,000円、2,001 - 3,000円、3,001 - 4,000円および4,001円以上の5つに分けることとする。農業においては、実物による消費が相当に多いことを考慮に入れると農業における現金支出月額500円未満の夫婦の生活程度と、非農業における現金支出月額1,000円未満の夫婦の生活程

(21)

度とは対応するであらう。また農業における第2、第3の現金支出月額の大婦の生活程度と、非農業における第2、第3の現金支出月額の大婦の生活程度とも対応しているであらう。

農業および非農業における現金支出月額別夫婦数および出生児数（妻の年令4ヵ才以上の夫婦）を求むと、つぎの第8表のようである。

第8表 農業および非農業における現金支出月額別夫婦数

および出生児数（妻の年令4.5才以上の夫婦）

a) 農業

生活程度 別段位	現金支出月額別	夫婦数	出生児数	一夫婦当たり 出生児数
A	500円未満	61	374	6.13
B	501-1000円	491	2,320	5.13
C	1,001-1,500	553	3,135	5.38
D	1,501-2,000	506	2,654	5.25
E	2,001円以上	501	2,156	4.30
	合 計	2,142	10,839	5.06

b) 非農業

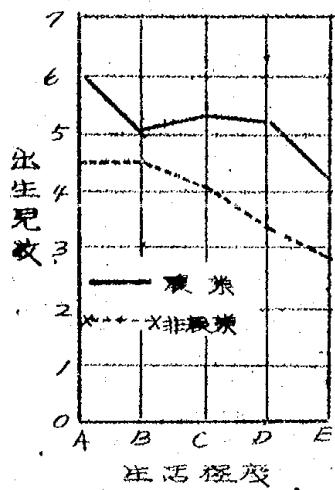
A	1,000円未満	35	158	4.51
B	1,001-2,000円	443	2,002	4.52
C	2,001-3,000	727	3,027	4.16
D	3,001-4,000	485	1,677	3.46
E	4,001円以上	369	1,059	2.87
	合 計	2,059	7,923	3.85

第8表によつて、一夫婦当たり出生児数は、農業の大婦においても、また非農業の大婦においても、生活程度の高まるにつれて、次第に少くなる傾向あることを認めることができるが、一夫婦当たり出生児数は、生活程度の高まるにつれて、どのように反転移を示しているかを、簡単に看取しうるよう12、これを図示すれば、つぎの第2図の

(22)

上である。

第2圖 農業および非農業の夫婦における生活程度別一大婦当たり出生児数



第2圖によると、農業の夫婦においては、一大婦当たり出生児数は、生活程度Aにおいて最も多く、生活程度BないしCにおいては、大差を認めはなく、生活程度Dにおいて最も少く、Eにおいては、生活程度Aにおける出産力を100%と仮定すれば、生活程度Bにおける出産力は83.7%、生活程度Cにおける出産力は82.8%、生活程度Dにおける出産力は85.6%、生活程度Eにおける出産力は70.1%にすぎない。また非農業の夫婦においては、一大婦当たり出生児数は、生活程度AおよびBにおいて最も多く、生活程度がそれ以上に高まるにつれて、次第に減少している。生活程度Aにおける出産力を100%と仮定すれば、生活程度Bにおける出産力は100.2%、生活程度Cにおける出産力は92.2%、生活程度Dにおける出産力は76.7%、生活程度Eにおける出産力は63.6%にすぎない。

つぎに、農業における夫婦の一大婦当たり出生児数と非農業における夫婦の一大婦当たり出生児数を、同一の生活程度にあるものを比べてみると、農業の場合の方が常に多くなっていることがわかる。農業の夫婦における一大婦当たり出生児数は、どれほど多いかは、生活程度を異にするに応じて、それほど差異はないのであつて、非農業の夫婦における出産力を基準にとれば、農業の夫婦における出産力は、生活程度Aにおいては35.9%、生活程度Bにおいては13.5%、生活程度Cにおいて29.3%、生活程度Dにおいては51.8%、生活程度Eにおいては49.8%多くなっている。

VI 結婚持続期間別夫婦数および出生児数

これまで、社会的要因が出産力におよぼす影響について観察した

が、これから、自然的要因が出産力におよぼす影響について観察するのであるが、まず第1表に全夫婦の結婚持続期間別夫婦数および出生児数を示すと次のカタ表のようである。

第1表 全夫婦の結婚持続期間別夫婦数および出生児数

結婚持続期間	夫婦数	出生児数	一夫婦当たり出生児数
0-4年	2,179	1,804	0.83
5-9年	2,355	4,870	2.07
10-14年	1,701	5,056	2.91
15-19年	1,557	5,449	3.50
20年以上	5,239	25,840	4.93
合計	13,031	43,019	3.30

第1表によると、結婚持続期間が長くなるほど、一夫婦当たり出生児数は次々に増加している。結婚持続期間が長いことは、それだけ出産の機会が多くなるのであるから、これは当然のことといふに外ならぬ。ここで問題になるのは、結婚持続期間が長くなるに比例して、一夫婦当たり出生児数は、どれほどの割合で増加するかということである。一夫婦当たり出生児数は、結婚持続期間0-4年では0.83であるが、結婚持続期間が5年加わる毎に、1.14、0.84、0.59づつ増加し、結婚持続期間15-19年の夫婦は、一夫婦当たり3.50の出生児をもつてゐる。そして結婚持続期間20年以上の夫婦は一夫婦当たり4.93の出生児をもつてゐる。

Ⅷ 結婚持続期間別に見た出生児数別夫婦の分布

一夫婦当たり出生児数は、第1表で明らかのように、結婚持続期間が長くなるにつれて、多くなつてゐるが、それぞれの結婚持続期間において、出生児数別に見て、夫婦数は、どのように分布しているかを示すと、つきの第10表のようである。

(24)

第10表 結婚持続期間別に見た出生児数別夫婦数の分布
(全夫婦)

結婚持続期間別 出産児数	0-4年		5-9年		10-14年		15-19年		20年以上	
	夫婦数	割合%	夫婦数	割合%	夫婦数	割合%	夫婦数	割合%	夫婦数	割合%
0子	758	34.8	212	9.0	176	10.3	138	8.9	423	9.0
1子	1,062	45.7	347	14.7	116	6.8	131	8.4	345	6.6
2子	335	15.4	1028	43.7	223	16.0	121	7.8	411	7.8
3子	24	1.1	630	26.8	467	27.5	186	11.9	541	10.3
4子	—	—	116	4.9	417	24.5	314	20.2	603	11.5
5子	—	—	19	0.8	197	11.6	341	21.9	656	12.5
6子	—	—	3	0.1	48	2.8	207	13.3	623	11.9
7子	—	—	—	—	5	0.3	85	5.5	595	11.4
8子	—	—	—	—	—	—	28	1.8	434	8.3
9子	—	—	—	—	—	—	6	0.4	307	5.9
10子以上	—	—	—	—	—	—	—	—	251	4.8
合計	2,199	100.0	2,355	100.0	1,701	100.0	1,557	100.0	5,239	100.0

第10表によると、結婚持続期間0-4年では、1子をもつ夫婦が最も多く、全体の48.4%を占め、それについて0子の夫婦の34.8%が多い。結婚持続期間5-9年では、2子をもつ夫婦が最も多く、全体の43.7%を占め、これについで、3子をもつ夫婦の26.8%、1子をもつ夫婦の14.7%が多い。0子の夫婦の場合は激減して9.0%にすぎない。結婚持続期間10-14年では3子をもつ夫婦が最も多く、全体の27.5%であり、4子をもつ夫婦もこれに並んで多く、全体の24.5%を占めている。結婚持続期間15-19年では、4子および3子をもつ夫婦が最も多く、それそれ全体の20.2%および21.9%を占めている。結婚持続期間20年以上では、5子をもつ夫婦の12.5%を中心にして、3子ないし4子をもつ夫婦はいずれも全体の10%以上に達している。

IV. 妻の結婚年令別夫婦数および出生児数

妻の結婚年令は、結婚持続期間と同様に、出産力に影響をおぼす

す自然的原因の一つであると、まず最初に、全夫婦について、妻の結婚年令別夫婦数および出生児数を示すと、つぎの第11表の上式である。

第11表、妻の結婚年令別夫婦数および出生児数

(全 夫 婦)

妻の結婚年令	夫婦数	出生児数	一夫婦当たり出生児数
20才未満	3,867	17,509	4.53
20-24才	6,568	20,667	3.13
25-29才	1,841	4,228	2.29
30歳以上	255	715	0.95
合 計	13,031	43,019	3.30

第11表によると、妻の結婚年令が若いほど、一夫婦当たり出生児数は多くなつてゐる。すなわち一夫婦当たり出生児数は、妻の結婚年令20才未満の場合には4.53であるが、妻の結婚年令20-24才の場合には3.13であり、妻の結婚年令25-29才の場合には2.29である。妻の結婚年令が30才を越えると、一夫婦当たり出生児数は激減して、わずか0.95にすぎない。

つぎに、妻の年令45才以上の夫婦について、妻の結婚年令別夫婦数および出生児数を示すと、つぎの第12表のようである。

第12表、妻の結婚年令別夫婦数および出生児数

(妻の年令45才以上の夫婦)

妻の結婚年令	夫婦数	出生児数	一夫婦当たり出生児数
20才未満	1,544	8,805	5.70
20-24才	1,712	7,880	4.60
25-29才	533	1,681	3.15
30才以上	412	396	0.96
合 計	4,201	18,762	4.47

(26)

第12表 12歳と、一夫婦当たり出生児数は、金夫婦の場合と全く同様に、妻の結婚年令が若いほど多くなつてゐる。そして金夫婦の場合には、妊娠期間を経過していなつて夫婦が多めに混入しているにたいして、この場合には、妊娠期間を経過した夫婦ばかりであるから、それそれの妻の結婚年令における一夫婦当たり出生児数は、常に多くなつてゐる。しかし、妻が30才以上で結婚した場合には、妊娠期間を経過していなつて妻の死入をしてゐる金夫婦においてもまた妻の年令45才以上の夫婦においても、一夫婦当たり出生児数には大差に差異が現られない。

次 夫の職業別に妻の結婚年令別夫婦数および出生児数
(妻の年令45才以上の夫婦)

夫の職業別に妻の結婚年令別夫婦数および出生児数を求むと、つきの如きのようである。

第13表 夫の職業別に見た妻の結婚年令別夫婦数および出生児数
(妻の年令45才以上の夫婦)

夫の職業	妻の結婚年令	20才未満	20— 24才	25— 29才	30才以上	合計
棒縫生活者	夫婦数	166	225	101	61	602
	出生児数	436	1069	299	47	2161
	一夫婦当たり 出生児数	2.646	3.89	2.96	0.74	3.577
労働者	夫婦数	131	207	83	82	503
	出生児数	406	894	226	47	1905
	一夫婦当たり 出生児数	3.09	4.32	2.72	0.96	3.79
商工業者	夫婦数	283	374	110	89	856
	出生児数	1469	1631	320	90	3490
	一夫婦当たり 出生児数	5.19	4.36	2.91	0.79	408
農林漁業者	夫婦数	936	817	222	167	2142
	出生児数	5,740	4,120	794	185	10,839
	一夫婦当たり 出生児数	6.13	5.04	3.58	1.11	5.06
其の他	夫婦数	29	39	17	13	98
	出生児数	154	166	42	15	377
	一夫婦当たり 出生児数	5.31	4.26	2.47	1.15	3.85
合計	夫婦数	1,544	1,712	635	412	4,201
	出生児数	3,805	4,880	1,681	396	18,762
	一夫婦当たり 出生児数	5.70	4.60	3.15	0.96	4.47

オノヨ表によると、夫の職業が異なっていても、妻の結婚年令が若い場合ほど、一夫婦当たり出生児数は多くなっていることを認めることができる。しかし、夫の職業が異なるにしたがって、妻の結婚年令別一夫婦当たり出生児数は、それぞれ異なっている。いずれの妻の結婚年令においても、一夫婦当たり出生児数は、農業者の場合に最も多く、俸給生活者の場合に最も少い。そして労働者の場合と商工業者の場合は、わざかん例外を除いては、その間に位していることがわかる。また妻の結婚年令が若い場合には、農業者と俸給生活者との一夫婦当たり出生児数の開きは特に大きいが、妻の結婚年令が30才以上になると、一夫婦当たり出生児数は、夫の職業が異なっていても、それほど大きな開きがないこともわかる。

つぎに、それぞれの妻の結婚年令における農業者の一夫婦当たり出生児数を基準的な出産力と仮定して、他の職業における出産力はどれほどの割合になっているかを計算するとオノタ表のようである。

オノタ表 農業者の一夫婦当たり出生児数を100%とする場合における他の職業の一夫婦当たり出生児数の割合

妻の結婚年 令 出 生 児 数	20才未満		20—24才		25—29才		30才以上	
	一夫婦 当たり出 生児数	割合 %	一夫婦 当たり出 生児数	割合 %	一夫婦 当たり出 生児数	割合 %	一夫婦 当たり出 生児数	割合 %
農林漁業者	6.13	100.0	5.04	100.0	3.58	100.0	1.11	100.0
俸給生活者	4.46	72.8	3.89	77.2	2.96	82.7	0.77	69.4
労働者	5.39	87.9	4.32	85.7	2.92	76.0	0.96	86.5
商工業者	5.19	84.7	4.86	86.5	2.91	81.8	0.79	71.2

オノタ表によると、妻の結婚年令20才未満の場合には、農業者の出産力にくらべて俸給生活者の出産力は最も小さく、約ク3%であり、労働者および商工業者の出産力は85%—88%である。妻の結婚年令20—24才の場合には、農業者の出産力にくらべて、俸給生活者の

出産力はクク%であつて、最も小さく、労働者および商工業者の出産力は85%見当である。妻の結婚年令25—27才の場合には、農業者の出産力にくらべて、労働者の出産力はク6%であつて、最も小さく、俸給生活者および商工業者の出産力は82%見当である。妻の結婚年令30才以上の場合には、俸給生活者および商工業者の出産力はク0%見当であつて、最も小さく、労働者の出産力は約80%である。

X 妻の教育程度別に見た妻の結婚年令別夫婦数および出生児数
(妻の年令45才以上の夫婦)

妻の教育程度別に、妻の結婚年令別夫婦数および出生児数を示すと、つきのオノ表のようである。

オノ表 妻の教育程度別に見た妻の結婚年令別夫婦数および出生児数(妻の年令45才以上の夫婦)

妻の 結婚年 令	10年未満			10—12年			13年以上			教育年限不詳			合計		
	夫 婦 数	出 生 児 数	一夫婦 当り出 生児数												
20才未満	1410	8202	5.82	105	465	4.43	5	21	4.20	24	117	4.88	1544	8805	570
20—24才	1534	1183	4.68	151	604	3.95	9	41	4.56	12	52	4.33	1712	11880	460
25—27才	457	1470	3.22	64	184	2.85	7	13	1.86	5	14	2.80	533	1691	3.15
30才以上	573	376	1.01	28	14	0.50	3	0	0.00	8	6	0.75	412	396	0.96
合計	3714	17231	4.59	354	12.67	3.58	24	75	3.13	49	189	3.96	4201	18762	447

オノ表によると、妻の教育年限10年未満の場合には、妻の結婚年令が高くなるにつれて一夫婦当り出生児数は次第に少くなっている。すなわち一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年令20才未満の場合にはあるが、妻の結婚年令30才以上の場合には1.01にすぎない。妻の教育年限10—12年の場合にも、これらと全く同一の傾向が認められる。

(30)

のぞあつて、一夫婦当たり出生児数は、妻の結婚年令20才未満の場合には4.45であるが、妻の結婚年令20才以上の場合には0.50にすぎない。妻の教育年限10年以上的夫婦数はきわめて少數であつて、妻の結婚年令別に一夫婦当たり出生児数を計算はしておいたが、この数値を取上げない方が安全であるようにおもわれる。

つぎに、妻の教育程度別一夫婦当たり出生児数を、妻の結婚年令が同一である場合についてくらべて見ると、一夫婦当たり出生児数は、一つの例外をなす、妻の教育程度の低い方が多くなっている。たとえば、妻の結婚年令20才未満の場合には、妻の教育年限10年末満における一夫婦当たり出生児数は5.22であるが、妻の教育年限10—12年における一夫婦当たり出生児数は4.43である。また妻の結婚年令20—24才の場合には、妻の教育年限10年末満における一夫婦当たり出生児数は4.68であるが、妻の教育年限10—12年における一夫婦当たり出生児数は3.85である。

妻の結婚年令がこれによりも高い場合についても、これと全く同様の傾向が見られる。

XI 夫の職業別と妻の教育程度別に見た妻の結婚年令別夫婦数および出生児数

(妻の年令25才以上の夫婦)

夫の職業は、農業と非農業の2つに分けて、妻の教育程度別および妻の結婚年令別に見た夫婦数および出生児数を示すと、カノム表のようである。

(31)

オ 16 表 夫の職業別と妻の教育程度別に見た妻の結婚年令別夫婦
数および出生児数（妻の年令 45 才以上の夫婦）

a) 農業

妻の結婚年令	10 年未満			10—12 年			13 年以上			教育年限不詳			合計		
	夫婦数	出生児数	一夫婦当たり出生児数	夫婦数	出生児数	一夫婦当たり出生児数	夫婦数	出生児数	一夫婦当たり出生児数	夫婦数	出生児数	一夫婦当たり出生児数	夫婦数	出生児数	一夫婦当たり出生児数
20 才未満	901	5,558	6.11	20	102	5.10	—	—	—	15	82	5.47	936	5,740	6.13
20—24 才	1,85	3,911	3.07	20	91	4.55	—	—	—	12	52	4.33	811	4,120	5.14
25—29 才	214	1,69	3.59	11	11	2.75	—	—	—	4	14	3.50	222	794	3.58
30 才以上	159	183	1.15	6	2	0.33	1	0	0.00	1	0	0.00	167	185	1.11
合計	2,359	10,485	3.09	50	2.06	4.12	1	0	0.00	32	148	4.63	2,142	10,839	3.06

b) 非農業

20 才未満	509	2,646	5.20	85	363	4.27	5	21	4.20	9	85	3.89	608	3,065	6.01
20—24 才	1,149	3,206	4.28	137	513	3.74	9	111	4.56	—	—	—	895	3,760	4.20
25—29 才	243	401	2.88	60	173	2.88	7	13	1.96	1	0	0.00	311	887	2.85
30 才以上	214	193	0.90	22	12	0.55	2	0	0.00	4	6	0.86	245	211	0.96
合計	1,715	6,746	3.93	504	10,61	3.19	23	95	3.26	17	41	2.41	2,059	19,23	3.86

オ 16 表については、総対数の関係から、妻の教育年限 10 年未満と 10—12 年の 2 つの場合だけを問題にしよう。

夫の職業別に見た妻の結婚年令別一夫婦当たり出生児数については、すこちに (IX) の項で説明した通りであつて、ここでは、まず農業者について、妻の結婚年令別一夫婦当たり出生児数を妻の教育程度別にくらべて見ると、妻の教育程度が高い方が、一夫婦当たり出生児数は少い。すなわち妻の結婚年令 20 才未満における一夫婦当たり出生児数は、妻の教育年限 10 年未満の場合には 6.17 であるが、妻の教育年限 10—12 年場合には 5.10 である。また妻の結婚年令 20—24 才における一夫婦当たり出生児数は、妻の教育年限 10 年未満の場合には 4.55 であるが、妻の

(32)

教育年限 10—12 年の場合には 4.65 である。その他の妻の結婚年令における一夫婦当たり出生児数についても、全く同一の傾向が見られる。また、非農業者の場合にあつても、農業者の場合におけると全く同一の傾向が見られるから、その説明は省略しておこう。

XII 有子の夫婦と無子の夫婦の割合（妻の年令 45 才以上の夫婦）

妻の年令 45 才以上の夫婦は、すでに述べたように、一夫婦当たり 2.47 の出生児をもつてゐるが、これは平均的に見た出生児数であつて、妊娠可能期間中にもつ出生児数は、それぞれの夫婦によって、まちまちであると同時に、全妊娠可能期間を通じて無子の夫婦もいるわけである。(1)ま、有子の夫婦と無子の夫婦の割合を示すと、つきのオノク表のようである。

オノク表 有子の夫婦と無子の夫婦の割合

(妻の年令 45 才以上の夫婦)

夫の職業	実 数			割 合		
	夫婦の 総 数	有子の 夫婦数	無子の 夫婦数	夫婦の 総 数	有子の 夫婦数	無子の 夫婦数
俸給生活者	602	502	100	10,000	83.39	16.61
労 働 者	503	416	87	10,000	82.70	17.30
商 工 業 者	856	719	137	10,000	84.00	16.00
農 林 渔 業 者	2,142	1,894	248	10,000	88.42	11.58
そ の 他	98	78	20	10,000	79.59	20.41
合 計	4,201	3,609	592	10,000	85.91	14.09

オノク表によると、無子の夫婦の割合は、観察数の少い「その他」を除いて、労働者の 17.30 % が最も高く、農業の 11.58 % が最も低い。俸給生活者と商工業者は約 16 % であつて、労働者の 17.30 % に近い。全体として無子の夫婦の割合は 14.09 % である。無子の夫婦の割合が 10 % を越えていることは、常識的に判断して、少し高率にすぎや

しないかという疑念をいたかせぬが、1940年の「出産力調査」の結果も、無子の夫婦の割合は14.55%であったところから見て、日本における無子の夫婦の割合は、だいたい、この程度のものと考えて差支えないのではあるまい。

たゞ14.07%という無子の夫婦の割合は、初婚の夫婦と再婚の夫婦とをまとめてした場合の結果であって、再婚の夫婦を除き、初婚の夫婦だけについて無子の夫婦の割合を計算すれば、もっと低率になるにちがいない。今次の出産力調査の結果については、この問題を明らかにする資料を作成するところまで来ていなリことを、まことに遺憾におもう次オである。1940年の出産力調査の結果を再集計した資料は、この問題に回答を与えているので、この資料を利用して、若干の説明を加えておこう。

1940年の出産力調査の結果を再集計した資料によると、無子の夫婦の割合は、農業者において12.33%、俸給生活者において14.37%であるが、無子の夫婦の割合を初婚の夫婦と再婚の夫婦とに分けて觀察すると、つぎのカノ8表のようである。

カノ8表 初婚・再婚別無子の夫婦の割合

夫婦の身分	夫の職業	農業者	俸給生活者
双方初婚の夫婦		7.55%	8.85%
妻初婚、夫再婚の夫婦		15.96	15.98
夫初婚、妻再婚の夫婦		16.44	45.56
双方再婚の夫婦		38.11	56.25
合	計	12.33	14.37

備考 1940年の出産力調査の結果による。

カノ8表によると無子の夫婦の割合は双方初婚の夫婦においてはさわめて低く、再婚の夫婦、特に双方再婚の夫婦において著しく高いことがわかる。

それゆえに、再婚の夫婦が、無子の夫婦の割合におよぼす影響は甚だ大

(34)

きいといわなければならぬ。

無子の夫婦の割合は、双方初婚の夫婦にくらべると、再婚の夫婦、特に双方再婚の夫婦において著しく高くなっているが、それは何に原因しているのであろうか。再婚の夫婦には、出産を回避しようという傾向が大きいのかとも知れないが、それよりも、妻の結婚年令が高く、妊娠閉止期に近い年令で結婚する者が多いうことが主要な原因であろう。このことは、1940年の「出産力調査」の結果が実証している。いま、双方初婚の夫婦と再婚の夫婦における妻の結婚年令別分布を示すと、つきのオーナ表のようである。

オーナ表 双方初婚の夫婦と再婚の夫婦における妻の結

婚年令別分布

妻の結婚年令	農業者		俸給生活者	
	双方初婚の夫婦	再婚の夫婦	双方初婚の夫婦	再婚の夫婦
20才未満	44.2%	31.3%	26.3%	51%
20—24才	43.6	49.2	49.2	18.8
25—29才	11.7	19.8	19.8	22.7
30—34才	2.5	3.7	3.7	23.5
35—39才	0.7	0.7	0.7	13.6
40才以上	0.2	0.3	0.3	10.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

備考 1940年の出産力調査の結果による

オーナ表によると、双方初婚の夫婦の場合には、大部分の妻は25才以下で結婚し、30才を越えて結婚する者はさわめて稀である。これに反して、再婚の夫婦の場合には、25才を越えてから結婚する妻が相当に多く、ことに俸給生活者の場合には、30才を越えて結婚する妻は、全夫婦の約半数にも達している。このように再婚の妻の結婚年令が概して高いと、妊娠可能期間が短くなるわけであつて、そのためには無子の夫婦の割合が大きくなるものと考えられる。

妊娠可能期間を経過している夫婦において、無子の夫婦の割合を左右する最大の要因はなんといつても結婚年令、特に妻の結婚年令であるにちがいない。われわれはオノク表において、無子の夫婦の割合は、農業者において低く、俸給生活者、労働者、商工業者などの非農業者において高い事実を見たが、農業者と非農業者における妻の結婚年令の差異によって、これを説明することが出来るであろう。いま、農業者および非農業者における妻の結婚年令の分布を示すと、つぎのオコロ表のようである。

オコロ表 農業および非農業における妻の結婚年令別
夫婦数

(妻の年令45才以上の夫婦)

妻の結婚年令	農業		非農業	
	夫婦数	割合 %	夫婦数	割合 %
20才未満	936	43.7	608	29.5
20—24才	814	38.1	895	43.5
25—29才	222	10.4	311	15.1
30—34才	75	3.5	115	5.6
35—39才	37	1.7	50	2.4
40才以上	55	2.6	80	3.9
合計	2,142	1,000	2,059	1,000

オコロ表によると、20才未満で結婚する妻の割合は、農業の場合には43.7%にも達しているが、非農業の場合には29.5%にすぎない。これに反して、25才を越えてから結婚する妻の割合は、非農業者の側において一そう多くなっている。

妻の結婚年令が高ければ高いほど、妊娠可能期間は短縮されるのであるから出生児数が少くなるばかりではなく、無子の機会も多くなる道理である。それでは、妻の結婚年令が高まるにつれて、無子の夫婦の割合は、どれほどの割合で増大するであろうか。いま、妻の年令45才以上

(36)

の夫婦について、妻の結婚年令別に有子の夫婦の割合と無子の夫婦の割合を示すと、つぎのカエノ表のようである。

カエノ表、妻の結婚年令別に見た有子の夫婦と無子の夫婦の割合
(妻の年令45才以上の夫婦)

妻の結婚年令	夫婦数			割合 %		
	夫婦数	有子の夫婦数	無子の夫婦数	夫婦数	有子の夫婦数	無子の夫婦数
20才未満	1,544	1,467	77	100.00	95.01	4.99
20—24才	1,712	1,546	166	100.00	90.30	9.70
25—29才	535	434	54	100.00	82.56	17.44
30—34才	120	114	16	100.00	60.00	40.00
35—39才	87	33	54	100.00	37.93	62.07
40才未満	135	10	125	100.00	7.41	92.59
合計	4,201	3,609	592	100.00	85.91	14.09

カエノ表によると、無子の夫婦の割合は、妻の結婚年令20才未満の場合には僅か4.99%にすぎないが、妻の結婚年令が高まるにつれて、無子の夫婦の割合は次第に増大し、妻の結婚年令35—39才の場合には62.07%、妻の結婚年令40才以上の場合には実に92.59%に達している。

無子の夫婦の割合は、上に述べたように、妻の結婚年令に大きく左右されるのであつてことに妻の結婚年令が40才を越えている場合には、生理的に受胎の機能が失われていると見てよいが、妻の結婚年令が若い場合にも、無子の夫婦の割合は、低い率ではあるが、常に存在しているのであつて、この原因としては、生理的不妊症、受胎機能障害、生活環境などをあげることがざるである。生理的不妊症は先天的のものであろゝが、受胎機能障害は社会的後天的にも生じうるものであり、そのほかに生活環境も受胎に何らかの作用をおよぼすものと考えるならば、妻の結婚年令が同一であつても、社会集団を異にするにしたがつて、無

子の夫婦の割合は異なることがありうるわけである。

いま、その一例として、農業非農業における妻の結婚年令別無子の夫婦の割合を示すと、つきの表22表のようである。

表22表 農業および非農業における妻の結婚年令別有子および無子の夫婦の割合
(妻の年令20才以上以上の夫婦)

a) 非農業

妻の結婚年令	実数		割合 %			
	夫婦数	有子の夫婦数	無子の夫婦数	夫婦数	有子の夫婦数	
20才未満	608	567	41	10,000	93.26	6.74
20—24才	895	797	98	10,000	89.27	10.73
25—29才	311	258	53	10,000	82.96	17.04
30—34才	115	69	46	10,000	60.00	40.00
35—39才	50	16	34	10,000	32.00	68.00
40才以上	80	6	74	10,000	7.50	92.50
合計	2059	1715	344	10,000	83.29	16.71

b) 農業

20才未満	936	900	36	10,000	96.15	3.85
20—24才	817	747	70	10,000	91.43	8.57
25—29才	222	181	41	10,000	81.53	18.47
30—34才	115	45	50	10,000	60.00	40.00
35—39才	37	17	20	10,000	45.95	54.05
40才以上	55	4	51	10,000	7.27	92.73
合計	2,142	1,894	248	10,000	88.42	11.58

表22表によると、妻の結婚年令20才未満における無子の夫婦の割合は、農業の場合には3.85%であるが、非農業の場合には6.74%であつて、約2倍も大きい。また妻の結婚年令20—24才における無子の夫婦の割合は、農業の場合には8.57%であるが、非農業の場合には、

これよりも大きくて 10.43% である。妻の結婚年令が高くなると、無子の夫婦の割合は、農業の場合と非農業の場合とほぼ均しいが、農業の場合の方が僅かに大きくなっている。妻の結婚年令が著しく高い場合に、農業と非農業における無子の夫婦の割合がほぼ同じ大きさを示していることは、いづれも同様に受胎機能を失っている夫婦の多いということを説明がつくであろう。妻の結婚年令が若い場合に、無子の夫婦の割合は、なぜ農業において低いのであるか。この原因は、夫の職業という社会経済的要因だけで説明がつくものではなさそうである。農業においては、元來、不妊症の妻は少いのであろうか。または受胎機能障害の機会が少いのであろうか。反対に非農業における妻は、主として都市の生活者であつて、都市生活には、妻の受胎を阻害するような要因が一そろ多く作用しているのであろうか。これらの疑問は、ここでは、未解決のまゝにしておくばかり。

XIII 出生児数別夫婦の分布（妻の年令 45 才以上の夫婦）

妻の年令 45 才以上の夫婦は、すでに述べたように、一夫婦当たり 4.47 の出生児をもつているが、これは平均的に見た出生児数であつて、或夫婦はこれによりも少い出生児数を、また他の夫婦はこれよりも多くの出生児数をもつている。いま、出生児数別に夫婦の分布を示すと、つきの表 23 表のようである。

表 23 表 出生児数別夫婦の分布（妻の年令 45 才以上の夫婦）

出生児数	夫婦数	割合 %
0 子	592	14.09
1 "	315	7.50
2 "	340	8.09
3 "	440	10.43
4 "	439	10.45
5 "	471	11.21
6 "	424	10.09
7 "	412	9.81
8 "	334	7.95
9 "	230	5.47
10 "	122	2.90
11 "	48	1.14
12 "	26	0.62
13 "	6	0.14
14 合計	4,201	100.00

第23表によると、夫婦は、全く出生児のない者から、最高14子をもつ夫婦のあいだに分布している。無子の夫婦を除いて、有子の夫婦について見ると、5子をもつ夫婦の割合が最も多く、全夫婦の11.21%である。これについで、3子をもつ夫婦の10.47%、4子をもつ夫婦の10.45%、6子をもつ夫婦の10.07%が多い。結局、子供なしと5子をもつ夫婦は、全夫婦の約半数を占めている。4子または8子をもつ夫婦の割合は、1子または2子をもつ夫婦の割合とほど均しく、多産的であると見られている日本でも、9子以上をもつ夫婦の割合は少くなっている。

つぎに、出生児数別夫婦の分布を妻の結婚年令別に示すと、つきの表24表のようである。

第24表 妻の結婚年令別に見た出生児数別夫婦の分布（妻の年令
15才以上の夫婦）

a) 実 数

妻の結婚年令	出生児数													合計
	0子	1子	2子	3子	4子	5子	6子	7子	8子	9子	10子	11子	12子	
20才未満	117	115	94	153	143	171	162	202	184	139	82	64	1,506	
20-24才	166	118	144	185	203	220	215	176	137	87	58	18	1,712	
25-29才	94	64	54	70	67	70	44	31	13	4	2	-	533	
30-34才	46	32	21	21	26	9	1	4	-	-	-	-	-	190
35-39才	54	19	5	8	-	-	-	1	-	-	-	-	-	87
40才以上	125	7	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	135
合 計	592	315	340	440	439	471	424	412	230	230	122	82	4,201	

b)割 合

妻の結婚年令	出生児数													合計
	0.9%	4.8%	6.0%	9.9%	9.2%	11.0%	10.4%	12.9%	11.9%	9.2%	5.3%	4.1%	10.0%	
20才未満	4.9%	4.8%	6.0%	9.9%	9.2%	11.0%	10.4%	12.9%	11.9%	9.2%	5.3%	4.1%	10.0%	
20-24才	9.1%	4.8%	8.4%	10.9%	11.8%	12.8%	12.6%	10.2%	8.0%	5.0%	2.2%	1.0%	10.0%	
25-29才	17.6%	12.0%	13.8%	13.1%	12.5%	13.1%	8.2%	5.8%	2.4%	0.7%	0.3%	-	10.0%	
30-34才	40.0%	16.8%	11.0%	11.0%	13.6%	4.7%	0.5%	2.1%	-	-	-	-	10.0%	
35-39才	62.0%	21.8%	5.7%	9.2%	-	-	-	1.1%	-	-	-	-	10.0%	
40才以上	92.5%	5.1%	1.4%	-	-	0.7%	-	-	-	-	-	-	10.0%	
合 計	14.0%	7.5%	8.0%	10.4%	10.4%	11.2%	10.0%	9.8%	7.9%	5.4%	2.9%	1.7%	10.0%	

カ24表によると、出生児数別夫婦の分布は、妻の結婚年令によつて著しく異なつてゐる。妻の結婚年令20才未満の場合には、2子をもつ夫婦の12.95%が最も高くこれについで3子をもつ夫婦の11.92%高い。そして無子、1子または2子をもつ夫婦の割合はきわめて少い。妻の結婚年令20—24才の場合には、5子をもつ夫婦の12.85%が最も高く、これについで6子をもつ夫婦の12.68%が高い。そして無子または1子をもつ夫婦の割合は少い。しかるに、妻の結婚年令が、25—29才の場合には、無子の夫婦の17.64%が最も高く、これについで、2子をもつ夫婦の13.88%、3子をもつ夫婦の13.13%が高い。そして6子以上をもつ夫婦の割合は著しく少くなつてゐる。妻の結婚年令が30才以上に高くなると、無子の夫婦の割合は、一そら目立つて高くなり、妻の結婚年令30—34才では40%、35—39才では62.04%、40才以上では72.59%に達してゐて、常に最高位を占め、これについで、1子をもつ夫婦の割合が多くなつてゐる。

妻の結婚年令 20 才未満の場合には、7 子をもつ夫婦の 12.9% を最高に、5 子ないし 8 子をもつ夫婦の割合はいずれも 10% 以上に達している。また妻の結婚年令 20-24 才の場合にも、5 子をもつ夫婦の 12.85% を最高に、3 子ないし 7 子をもつ夫婦の割合はいずれも 10% 以上に達している。したがつて、これらの場合で結婚した妻は、相当に多数の出生児をもつことになる。これに反じて、妻の結婚年令が 30 才を越える場合には、無子の夫婦の割合が著しく増大し、そして出生児数は少く、4 子以上をもつ夫婦は稀である。

XIV 夫の職業別に見た出生児数別夫婦の分布（妻の年令 45 才以上の夫婦）

一夫婦当たり出生児数は、夫の職業が異なつているにしたがつて異なるのであるから、出生児数別夫婦の分布も、夫の職業が異なるにしたがつて異なるといなければならぬ。いま、夫の職業別に出生児数別夫婦の分布を示すと、つきの表 25 のようである。

表 25 夫の職業別に見た出生児数別夫婦の分布
(妻の年令 45 才以上の夫婦)

出生児数	未婚生活者		労働者		商工業者		農林漁業者		その他		合 計	
	夫婦数	割合 %	夫婦数	割合 %	夫婦数	割合 %	夫婦数	割合 %	夫婦数	割合 %	夫婦数	割合 %
0 子	100	16.61	87	17.30	137	16.00	248	11.58	20	20.41	592	14.09
1 子	61	10.13	55	10.93	80	9.35	115	5.37	4	4.08	315	7.50
2 子	68	11.30	50	9.94	78	9.11	136	6.35	8	8.16	340	8.09
3 子	81	13.46	63	12.52	96	11.21	182	8.50	18	18.37	440	10.47
4 子	75	12.46	53	10.54	82	9.58	221	10.32	8	8.16	439	10.45
5 子	72	11.96	41	8.15	98	11.45	246	11.48	14	14.29	471	11.21
6 子	57	9.47	43	8.55	92	10.75	228	10.64	4	4.08	424	10.09
7 子	37	6.15	47	9.34	67	7.83	251	11.72	10	10.20	412	9.81
8 子	27	4.49	33	6.56	57	6.66	212	9.90	5	5.10	334	7.95
9 子	13	2.15	20	3.97	37	4.32	155	7.24	5	5.10	230	5.47
10 子	6	1.00	9	1.79	20	2.34	87	4.06	-	-	122	2.90
11 子以上	5	0.83	2	0.40	12	1.40	61	2.84	2	2.05	82	1.95
合 計	602	100.00	503	100.00	856	100.00	2,142	100.00	98	100.00	4,201	100.00

第25表によると、無子の夫婦の割合は、俸給生活者では16.61%、労働者では17.30%、商工業者では16%、農業者では11.58%といつうように、いずれの職業においても最高率を示している。これについて、農業者では7子をもつ夫婦の割合(11.72%)が高いのであるが、俸給生活者では3子をもつ夫婦の割合(13.46%)が高く、労働者でも3子をもつ夫婦の割合(12.52%)が高く、商工業者では5子をもつ夫婦の割合(11.45%)が高い。これによりて分ても、農業者には多産の夫婦の割合は著しく高く、その他の職業の夫婦は、農業の夫婦には遙かにおよばないことがわかる。さらに、8子以上をもつ夫婦の割合も、農業の場合において常に最も高いのである。すなわち8子をもつ夫婦の割合は農業では9.9%であるが、俸給生活者では4.44%、労働者では6.56%、商工業者では6.66%にすぎない。また9子をもつ夫婦の割合も、農業の2.24%が最も高く、俸給生活者では2.15%、労働者では3.97%、商工業者では4.32%にすぎない。これよりも出生児数の多い夫婦の割合も、農業において最も高いのである。

農業において多産の夫婦の割合が多いのであるから、当然の結果として、少産の夫婦の割合は、農業において常に少いことになる。すなわち1子をもつ夫婦の割合は、俸給生活者では10.13%、労働者では10.93%、商工業者では9.35%であるが、農業者では僅か5.37%にすぎない。2子をもつ夫婦の割合は、俸給生活者では11.30%、労働者では9.94%、商工業者では8.11%であるが、農業者では6.35%にすぎない。また3子をもつ夫婦の割合は、俸給生活者では13.46%、労働者では12.52%、商工業者では11.21%にも達しているが、農業者では8.50%にすぎない。ついで、出生児数別夫婦の分布状況は、俸給生活者と農業者とのあいだに最も大きな差異が見られ、労働者と商工業者とは、ほぼその間に位している。すなわち1子ないし3子をもつ少産の夫婦の割合は、俸給生活者において最も多く、農業者において最も少い。

これに反して、7子ないし10子をもつ多産の夫婦の割合は、農業者において最も多く、俸給生活者において最も少い。

第26表 農業と非農業における妻の結婚年別に見た出生児数別夫婦の分布(妻の年金45才以上の夫婦)

a) 實數

妻の結婚年 生年	出生児数	妻の年金45才以上の夫婦										合計		
		0子	1子	2子	3子	4子	5子	6子	7子	8子	9子			
20才	未満	41	40	50	80	54	74	64	63	60	49	19	14	408
20才	~24才	96	78	88	113	110	108	109	87	58	25	16	7	895
25才	~29才	53	45	51	45	38	42	22	10	4	/	/	-	311
30才	~34才	46	24	12	12	16	3	/	-	-	-	-	-	115
35才	~39才	34	8	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	50
40才	以上	24	5	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	80
	合計	344	200	204	258	218	225	196	161	122	75	35	21	2,059
20才	未満	36	35	44	73	89	97	98	137	122	90	63	50	936
20才	~24才	70	40	58	71	93	114	108	89	79	62	22	11	817
25才	~29才	41	19	23	25	29	28	22	21	9	3	-	-	222
30才	~34才	30	8	9	9	10	6	-	3	-	-	-	-	75
35才	~39才	20	11	11	4	1	-	-	-	-	-	-	-	37
40才	以上	51	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	55
	合計	248	136	182	221	246	228	251	212	155	87	61	21	2,142
b) 割合													%	
20才	未満	6.74	6.58	9.23	13.16	8.88	12.17	10.53	10.36	9.87	8.66	3.12	2.30	100.00
20才	~24才	10.73	8.72	9.61	13.07	12.29	11.84	12.18	9.72	6.48	2.79	1.79	0.78	100.00
25才	~29才	12.04	14.47	16.40	14.47	12.22	13.50	7.07	3.22	1.29	0.32	-	-	100.00
30才	~34才	10.00	20.87	10.43	10.43	13.92	2.61	0.87	-	-	-	-	-	100.00
35才	~39才	6.00	16.00	8.00	8.00	-	-	-	-	-	-	-	-	100.00
40才	以上	9.25	1.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.00
	合計	16.71	9.71	9.91	12.53	10.59	10.93	9.52	7.82	5.93	3.64	1.70	0.92	100.00
20才	未満	3.85	3.74	4.70	4.70	5.51	10.36	10.47	14.64	13.25	9.61	6.73	5.34	100.00
20才	~24才	8.58	4.90	7.10	6.69	11.38	13.96	13.22	10.89	2.67	2.59	2.69	1.34	100.00
25才	~29才	18.47	9.56	10.36	11.26	13.06	12.61	9.91	9.46	4.06	1.35	0.90	-	100.00
30才	~34才	40.00	10.67	12.00	12.00	13.33	8.00	-	4.00	-	-	-	-	100.00
35才	~39才	54.06	29.73	2.70	10.81	-	-	-	-	2.70	-	-	-	100.00
40才	以上	92.72	9.64	1.82	-	1.82	-	-	-	-	-	-	-	100.00
	合計	11.58	5.37	6.35	8.50	10.32	14.68	10.64	11.92	9.90	7.24	4.06	2.84	100.00

(43)

つぎに、妻の結婚年別に見た出生児数別夫婦の分布を、農業と非農業に分けたものを示すと、つきの第26表 のようである。

出生児数別夫婦の分布は、妻の結婚年令によつて著しく異なつてゐることについては、すでに(XIII)の項で説明したから、農業者の場合にも、また非農業者の場合にも、妻の結婚年令別に見た出生児数別夫婦の分布状況の差異については、ここで、説明をくり返すことをさけず、妻の結婚年令が同一の場合について、出生児数別夫婦の分布が、農業者と非農業者とでは、どのように異なつてゐるかを観察しようともう。

まず第1に、妻の結婚年令20才未満の場合について、農業者と非農業者における出生児数別夫婦の分布をくらべて見ると、無子の夫婦を含めて、1子ないし2子をもつ少産の夫婦の割合は、非農業者の方が多い。4子ないし6子をもつ夫婦の割合は農業者と非農業者とのあいだで、どちらの方が多いかは決定的に断定できない。しかるに、7子以上をもつ多産の夫婦の割合は、農業者の方が明らかに多い。すなわち3子までの出生児をもつ夫婦の割合は、非農業者では34.71%であるが、農業者では20.09%にすぎない。4子ないし6子をもつ夫婦の割合は、非農業者では31.58%であり、農業者では30.34%であつて、ほぼ均しい。しかるに、7子以上をもつ夫婦の割合は、非農業者では33.71%にすぎないが、農業者では49.57%に達している。

つぎに、妻の結婚年令20-24才の場合には、無子の夫婦を含め、1子ないし4子をもつ少産の夫婦の割合は、妻の結婚年令20才未満の場合と同様に、非農業者の方が多い。しかるに、5子以上をもつ夫婦の割合は、農業者の方が多く、すなわち4子までの出生児をもつ夫婦の割合は、非農業者では54.42%であるが、農業者では40.64%にすぎない。したがつて、5子以上をもつ夫婦の割合は、非農業者では45.55%であり、農業者では59.36%である。

このように妻の結婚年令が若い場合には、多産の夫婦の割合は、非農業者にくらべて、農業者の方が遙かに多いが、妻の結婚年令が高くなると、非農業者にも、また農業者の場合にも、無子の夫婦の割合は著しく増大する。妻の結婚年令30-34才の場合には、無子の夫婦の割合は、非農業者でも、また農業者でも、40%であり、妻の結婚年令40才以上

の場合には、無子の夫婦の割合は、非農業者でも、また農業者でも90%以上に達しているばかりでなく、2子以上をもつ夫婦は、(1)がれも、きわめて稀である。

メル 出生児数別に見た出生児の出生順位別出生間隔(妻の年令15才以上の夫婦)

出生間隔というのは、たとえば結婚期日から第1子出生期日までの期間、第1子出生期日から第2子出生期日までの期間、第2子出生期日から第3子出生期日までの期間を指すのであつて、このような出生間隔は、それぞれの母によつてまちまちであるが、ここではそれらの出生間隔を算術平均で計算することにした。この平均的な出生間隔を計算するにあたつて、たとえば、結婚期日から第1子出生期日までの出生間隔を計算するにあたつて、少産の夫婦の結婚期日から第1子出生期日までの出生期間と多産の夫婦の結婚期日から第1子出生期日までの出生期間とを一まとめにして出生間隔の平均を計算することは適当でないにきまつてゐる。妊娠可能年令には一定の限界がある以上、多産の夫婦における出産速度は、少産の夫婦における出産速度にくらべて、早いにちがいない。少産の夫婦における結婚期日から第1子出生期日までの平均出生間隔、多産の夫婦における結婚期日から第1子出生期日までの平均出生間隔を別々に計算して、反に比較することによつて、出産速度の測定は意味あるものとなるであろう。それゆえに、ここでは、出生児数別に、それらの出生間隔を計算した。

今次の出産力調査によれば、すでに述べたように、最多の出生児数は14子であるが、11子以上をもつ夫婦数は比較的に少數であるために、ここでは1子から10子までの出生順位別出生間隔を計算したのであつて、その結果を示すと、つきの第2表のようである。

第27表 出生児数別に見た出生児の出生順位別出生間隔
(妻の年令45才以上の夫婦)

出生順位	1子	2子	3子	4子	5子	6子	7子	8子	9子	10子
結婚 - 第1子	55月	42月	32月	27月	24月	24月	23月	22月	20月	20月
第1子 - 第2子		59	47	43	37	33	31	30	28	27
第2子 - 第3子			59	45	38	35	32	31	28	28
第3子 - 第4子				49	42	35	35	30	29	29
第4子 - 第5子					48	38	36	32	29	28
第5子 - 第6子						46	36	35	30	28
第6子 - 第7子							43	34	29	28
第7子 - 第8子								42	32	29
第8子 - 第9子									38	31
第9子 - 第10子										35

第22表によつて、まず第1に、同一の出生順位にある出生児の出生間隔を、出生児数別(1子のみをもつ夫婦の場合、2子をもつ夫婦の場合、3子をもつ夫婦の場合といふ風に)比較観察しよう。結婚から第1子出生までの出生間隔は、1子の場合には55月である。すなわち1子のみをもつ夫婦は、結婚後、第1子をもつまでに実に4年半を経過していることになる。1子しかもたない夫婦は、出産をおくらせようとする傾向が強いとしても、この出生間隔は長すぎないかという疑念を生ぜしめるであろう。この疑念に回答を与えるためには、結婚から第1子出生までの出生間隔別に出生児の分布状況を明らかにする必要があるが、今次の出産力調査の結果からはいまなお、この種の統計資料を作成するまでに至つていない。1940年の出産力調査の結果に基づいて、俸給生活者における双方初婚の夫婦の出産速度を取扱つた場合にも、同様の疑念が生じたために、結婚から第1子出生までの出生間隔別出生児数の分布を調べたから、参考のために、その資料を示すと、次の表のようである。

第28表 結婚から第1子出産までの出生順別出生率の分布(1940年の生産力調査の結果による。)

1940年の出産力調査の結果によると、1子のみをもつ夫婦の場合、結婚から第1子出生までの平均出生間隔は68月であったが、出生間隔別出生児の分布は、第28表で明らかであるが、出生児数は、出生間隔13—24月のところに集つてゐる。平均出生間隔を、算術平均でなく、modeであらわせば、13—24月となる。平均出生間隔を算術平均で計算する場合には、結婚から第1子出生までの期間が130月のものは、結婚から第1子出生までの期間が13月のもの10件に匹敵するのであって、平均値におよぼす影響は著しく大きい。

全結婚生活を通じて、1子または2子しかもたないような少産の夫婦のうちには、往々にして、結婚後、10年以上も経過して第1子を産む夫婦が実在するのである。今次の出産力調査においても、このような夫婦は、算術平均による出生間隔に大きく作用しているのではないかと考えられる。

つぎに、2子をもつ夫婦の場合には、結婚から第1子出生までの出生間隔は42月であつて、1子をもつ夫婦の場合にくらべて、13月だけ短かくなつてゐる。結婚から第1子出生までの出生間隔は、出生児数の多い場合ほど、短かくなつてゐるのであつて、2子または10子をもつ夫婦の場合には、20月にすぎない。1子をもつ夫婦の場合にくらべて、約 $\frac{1}{3}$ の期間である。結局、結婚から第1子出生間隔は、少産の夫婦の場合には著しく長いが、多産の夫婦ほど短くなつてゐる。

つぎに、第1子出生から第2子出生までの出生間隔を出生児数別に観察すると、2子をもつ夫婦の場合には59月、3子をもつ夫婦の場合には47月、4子をもつ夫婦の場合には43月という風に次第に短かくなり、10子をもつ夫婦の場合には27月である。したがつて、この出生間隔は、2子をもつ夫婦の場合の59月にくらべて、3子をもつ夫婦の場合には12月、4子をもつ夫婦の場合には16月、10子をもつ夫婦の場合には32月も短かくなつてゐる。

また、第2子出生から第3子出生までの出生間隔、第3子出生から第4子出生までの出生間隔という風に、それそれの出生順位における出生

間隔を、出生順位別に観察してもすぐに述べたところと全く同様の傾向が見られる。

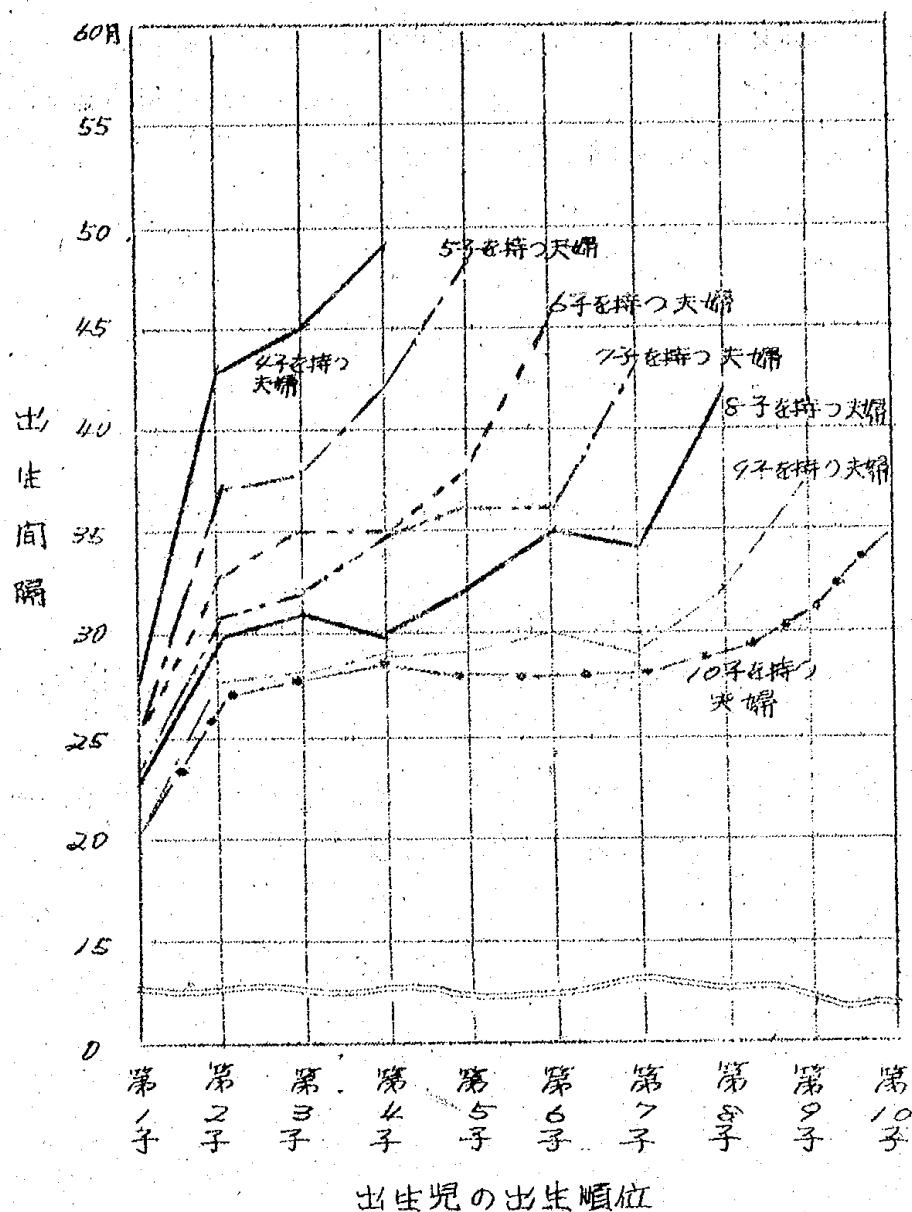
今度は、別の観察方法によって、出生順位別出生間隔を、それぞれの出生児について観察しよう。たとえば、3子をもつ夫婦の場合、結婚から第1子出生までの出生間隔、第1子出生から第2子出生までの出生間隔、第2子出生から第3子出生までの出生間隔という風に、3子の出生間隔を縦に観察するのであって、これによつて、いわゆる出生順位別出産速度を知ることができることになる。

まず第1に、2子をもつ夫婦の場合について、出生順位別に出生間隔を観察すると、結婚から第1子出生までの出生間隔は42月であり、第1子出生から第2子出生までの出生間隔は59月であつて、出生期間は1ヶ月だけ延びている。

3子をもつ夫婦の場合には、出生順位別出生間隔は、32月、4ヶ月、59月という風に、出生順位のおくれるについて、出生間隔は延びている。

4子以上をもつ夫婦の場合について、それらの出生順位別出生間隔を図示すれば、つきの第3図のようである。

第 2 図 出生児数別に見た出生児の出生順位別出生間隔



上記第2図によると、女子をもつ夫婦の場合には、出生間隔は、出生順位のおくれるにしたがつて、ほとんど直線的に長くなつてゐる。すなわら第1子の出生間隔は2ヶ月、第2子の出生間隔は4ヶ月、第3子の出生間隔は6ヶ月、第4子の出生間隔は8ヶ月である。出生児数が5子以上の場合でも、出生間隔は、出生順位のおくれるにつれて、次第に長くな

る傾向を示しているが、しかし、多産の夫婦の場合、たとえば、9子または10子をもつ夫婦の場合には、その中間にある出生児の出生間隔は、ほぼ均しいのである。たとえば、10子をもつ夫婦の場合、第3子から第9子の出生間隔は常に28—29月である。

(i)まゝ一つ注目すべき点は、(i)かに多産の夫婦の場合でも、末子の出生間隔は相当に長くなつていていることである。たとえば、8子をもつ夫婦の場合、第7子の出生間隔は34月であるが、末子の出生間隔は6月だけ長く、42月である。9子をもつ夫婦の場合、第5子の出生間隔は32月であるが、末子の出生間隔は、6月だけ短く、38月である。また10子をもつ夫婦の場合、第9子の出生間隔は31月であるが、末子の出生間隔は、4月だけ長く、35月である。

上に述べたところを明らかであるように、同一の出生順位における出生児の出生間隔を、出生児数別にくらべても、またそれぞれの出生児数別に、出生順位別出生児の出生間隔をくらべても、出生児数の多い場合ほど、出生間隔は短かくなつてている。そこで、出生児数別に、すなわち出生児数が2子の場合、3子の場合、女子の場合といふ風に、その平均出生速度を計算すると、つぎの第29表のようである。

第29表 出生児数
別平均出生速度

出生児数	平均出生速度
1 子	55.0月
2 子	50.5
3 子	46.0
4 子	41.0
5 子	37.8
6 子	35.2
7 子	33.7
8 子	32.0
9 子	29.2
10 子	28.3

第29表で明らかであるように、平均出生速度は出生児数の多くなるにつれて、次第に早くなつている。

妊娠可能年金には一定の限界があるのであるから、多産夫婦の出生速度は当然に早くならざるをえない。それにしても、9子をもつ夫婦は、結婚から第9子を産むまでに22年を経過し、10子をもつ夫婦は、結婚から第10子を産むまでに23年半を経過している。妻の結婚年金が、20才であつても、9子をもつ妻は、第9子を産むときの年金は42才であり、10子をもつ妻は、第10子を産むときの年金は44才であ

(52)

る。それゆえに、多産の夫婦にあつては、妻の結婚年令は若くなければならぬはずである。第24表を見ても、少産の妻の結婚年令は一般に高く、多産の妻の結婚年令は一般に若いことがわかる。(いま、出生児数別に妻の平均結婚年令を計算した結果を示すと、つぎの第30表のようである。

第30表 出生児数別

妻の平均結婚年令

出生児数	妻の平均 結婚年令
0子	29.93才
1子	24.26
2子	22.77
3子	21.83
4子	21.61
5子	21.00
6子	20.51
7子	20.08
8子	19.47
9子	18.97
10子	18.59
11子	17.90
12子	17.77
13子	17.83
14子	18.50

第30表によると、無子の妻の平均結婚年令は29.93才、すなわち約30才であつて、出生児をもつ妻の結婚年令にくらべて著しく高い。1子をもう妻の平均結婚年令は24.26才であり、出生児の多くなるにつれて妻の平均結婚年令は次第に若くなつてゐる。もちろん、少産の妻のうちにも、結婚年令の若いものもいるにちがいないが、平均的に見ると、少産の妻の結婚年令は高くこれと反対に、多産の妻の結婚年令は一般に若い。日本でも、7子以上をもつ妻は、たしかに多産的であつて、これらの妻の平均結婚年令は20才以下である。これらの妻の結婚年令は、平均的に若いばかりではなく、全般的に若くなければならない。結婚年令が高くでは、生理的に多くの子供を産むことは全く不可能であるからである。

(いま、8子以上をもつ妻の結婚年令別分布を示すと、つぎの第31表のようである。

第31表 多産の妻の結婚年令別分布

出生児 数 結婚年令	8子	9子	10子	11子	12子	13子	14子
15才	17	15	11	8	4	0	0
16	19	25	10	5	5	2	0
17	38	30	17	6	4	2	0
18	53	27	21	13	5	0	1
19	57	42	17	4	3	1	1
20	27	31	9	8	2	0	-
21	36	25	15	1	1	0	-
22	25	21	9	3	-	-	-
23	20	9	2	-	-	-	-
24	9	1	3	-	-	-	-
25	6	2	1	-	-	-	-
26	3	0	0	-	-	-	-
27	2	1	1	-	-	-	-
28	2	1	-	-	-	-	-
合計	334	230	122	48	26	6	2

第31表によると、8子をもつ妻では、最高の結婚年令は28才であるが、この年で結婚している妻は、334のうちで、僅か2にすぎないのであつて、15-20才で結婚しているものが遠が多い。9子をもつ妻では、最高の結婚年令は28才であるが、この年令で結婚している妻は、230のうちで、僅か1にすぎないのであつて、大部分の妻は15-20才で結婚している。10子をもつ妻は、全体で122であるが、25才以上で結婚しているものは稀であり、11子以上をもつ妻に至つては、20才以上で結婚しているものは稀である。このように、多産の妻の結婚年令は一般に若い。

若い年令で結婚した妻は必ずしも多産的でないが、しかし、多産の妻は、少くとも若い年令で結婚しているといつことができる。